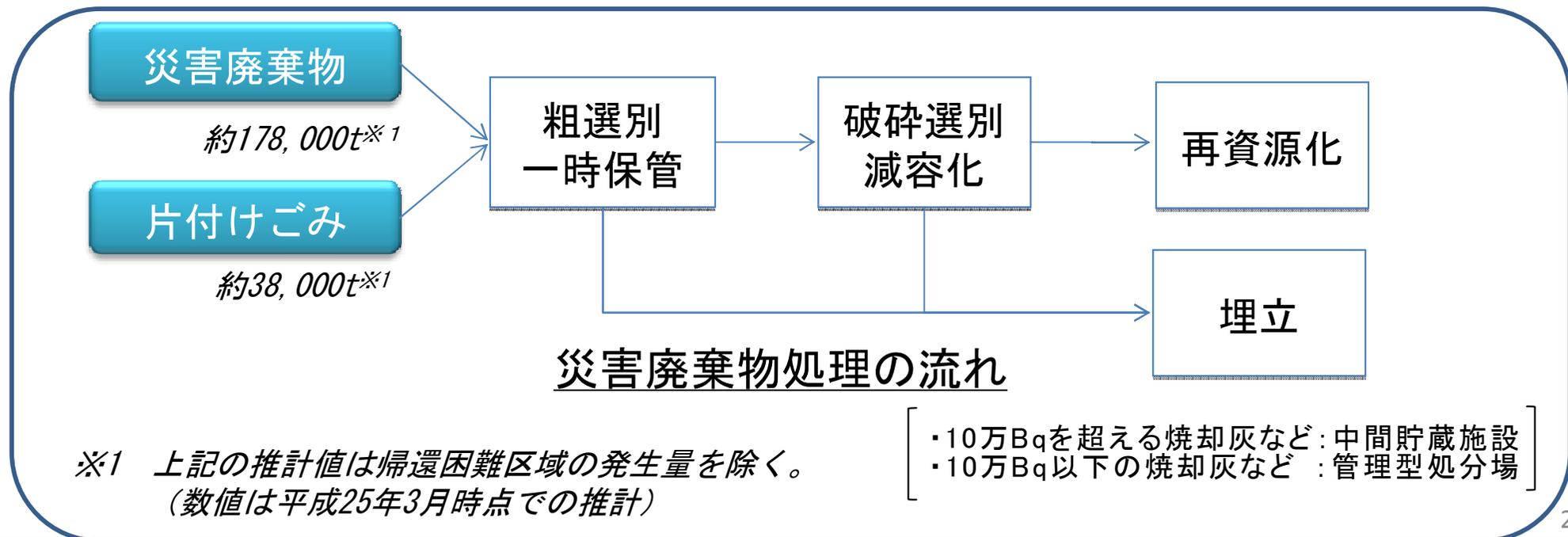


浪江町における 災害廃棄物処理に関する 説明資料

環境省福島環境再生事務所

災害廃棄物仮置場（一時保管場）について

- 浪江町では20万トン以上（推計）の災害廃棄物が発生しています。
- 地域内に散在している廃棄物には、可燃物（木くず、紙くずなど）や、不燃物（金属くず、コンクリートがらなど）が混ざっており、そのままでは処理することができません。
- 災害廃棄物仮置場(一時保管場)を設置し、廃棄物を集め、種類ごとに分別し、処理ができるまで安全、適正に保管することが必要です。
- 可能な限り分別を行うことで、再利用できる物は再生資材として再利用します。また、可燃物は仮設処理施設で焼却します。

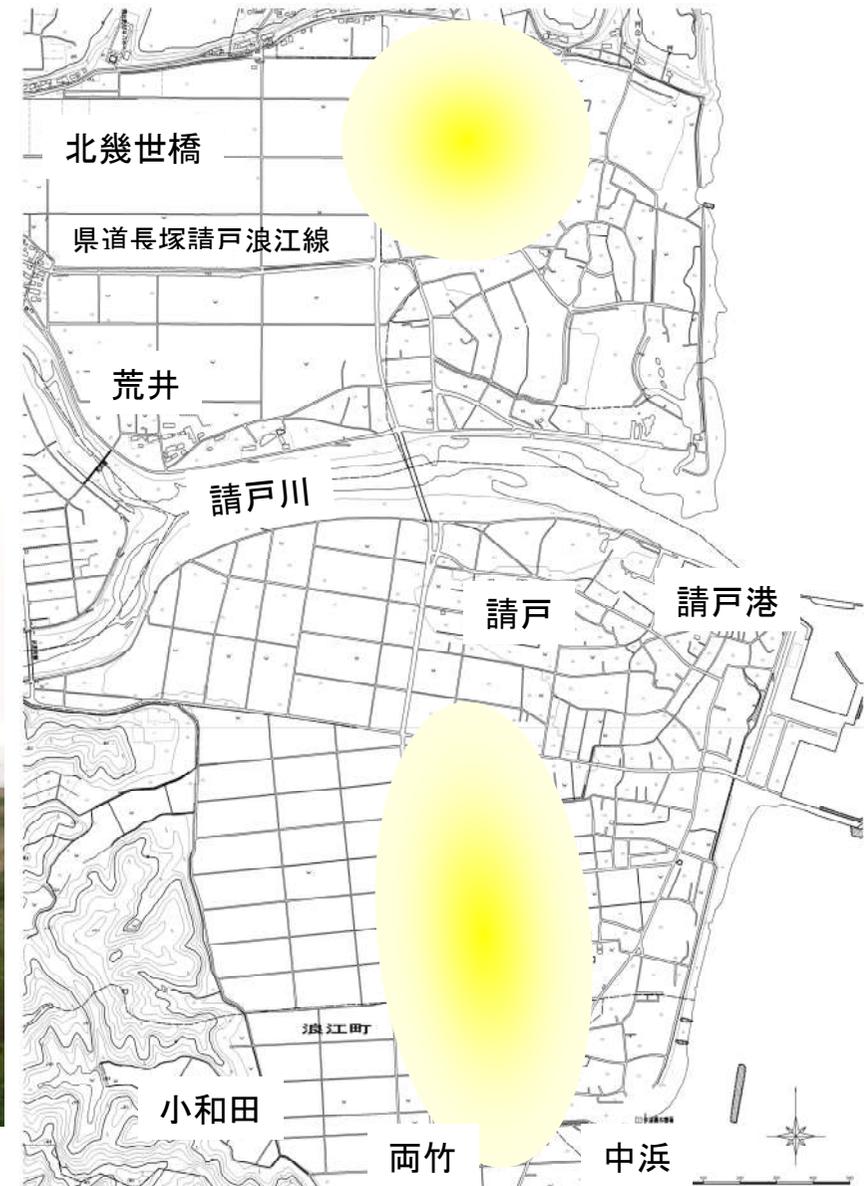


災害廃棄物仮置場(一時保管場)の候補地(案)

- 津波による被害の大きい地域の近傍を候補地としています。
- 請戸川を境に北と南の2か所で設置の検討を進めています。



仮置場の例(南相馬市)



●：災害廃棄物仮置場(一時保管場) 候補地

搬入する廃棄物の種類

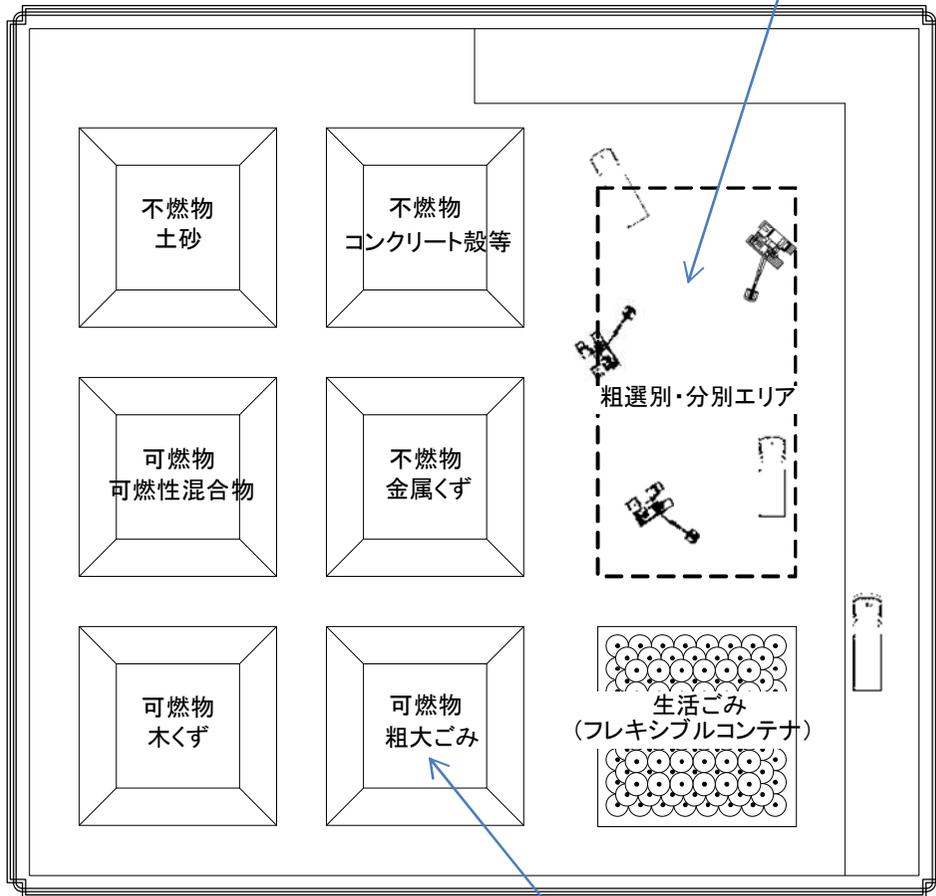
- 災害廃棄物仮置場（一時保管場）へ搬入するものは、以下の通りです。
（放射性セシウム濃度8,000ベクレル以下）

種類	内容
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">◎ 津波・地震で発生したがれき （災害廃棄物を破砕、選別した後のコンクリートから、アスファルトから、金属くずを含みます）◎ 倒壊の危険性がある建物の解体に伴う発生するがれき◎ 被災車両・廃家電等
片付けごみ	<ul style="list-style-type: none">◎ 宅内の片付けに伴い排出されるごみ等

※除染作業に伴って発生する廃棄物は、除染仮置場へ搬入します。

災害廃棄物仮置場(一時保管場)のイメージ図

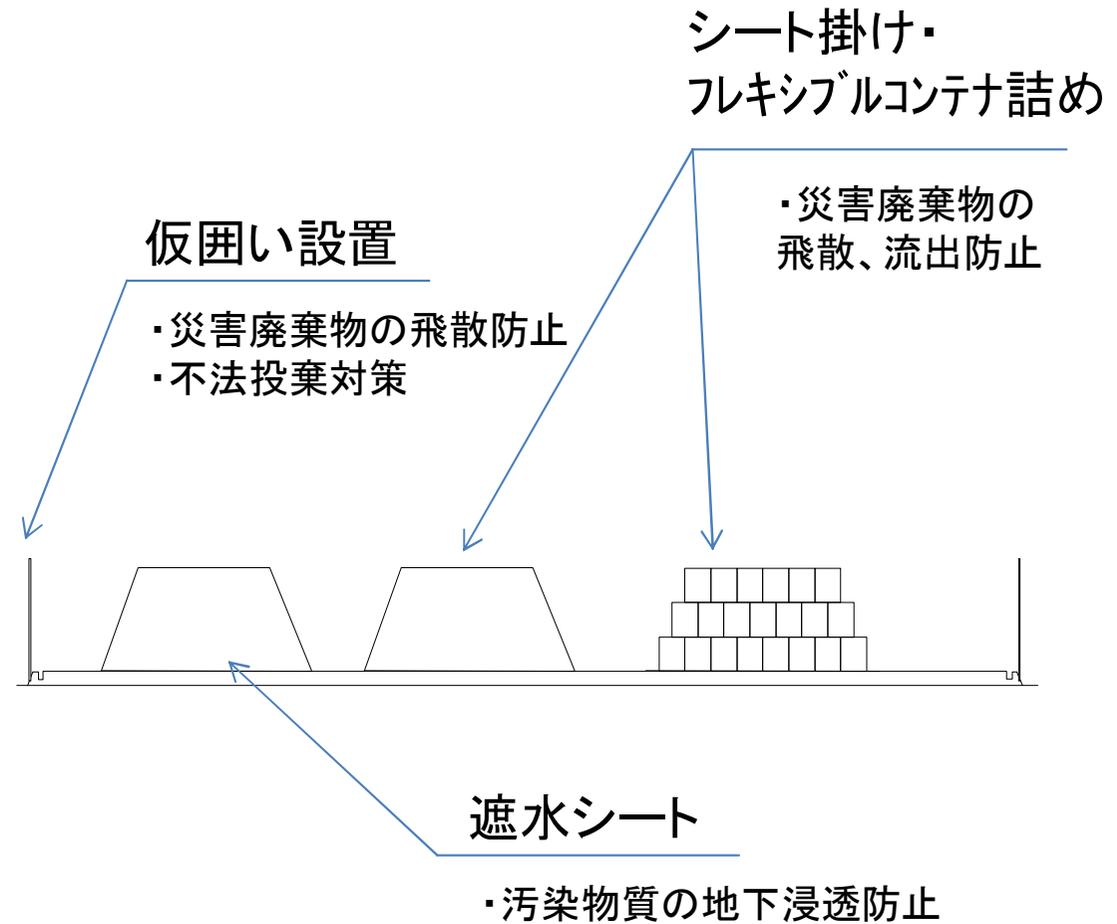
平面図



選別ヤード

仮置きブロック

断面図



災害廃棄物仮置場(一時保管場)の安全・環境対策

- 災害廃棄物仮置場(一時保管場)の設置・運営に際しては、関係法令等遵守するとともに、周辺環境への影響に十分配慮します。
- 以下の項目を基本として措置を講じます。

- ① 敷地境界での空間線量率が、廃棄物の搬入終了後に、**周辺環境と概ね同程度の水準**になるように管理します。
- ② 敷地境界の**空間線量率モニタリング**を実施します。
- ③ 設置する排水溝について、**定期的に水質測定を実施**し、安全管理に努めます。
- ④ **巡回監視を実施**します。(異常が発見された場合は、搬入を中止し、原因究明をするとともに速やかに対策を講じます。)

仮設処理施設の設置場所(案)について

- マリンパークなみえに設置の検討を進めています。
- 仮設処理施設には、先行して1日に300t程度の焼却が可能な焼却施設を設置（その後200t/日を増設し、最大500t/日処理できる焼却施設を設置予定）し、災害廃棄物と片付けごみの焼却を開始します。除染廃棄物については、災害廃棄物と片付けごみの処理終了後、処理を開始します。
- 施設内では冷却水として水を使用しますが、敷地外へ排水されるのは雨水のみです。

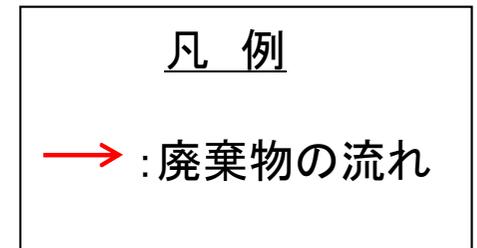
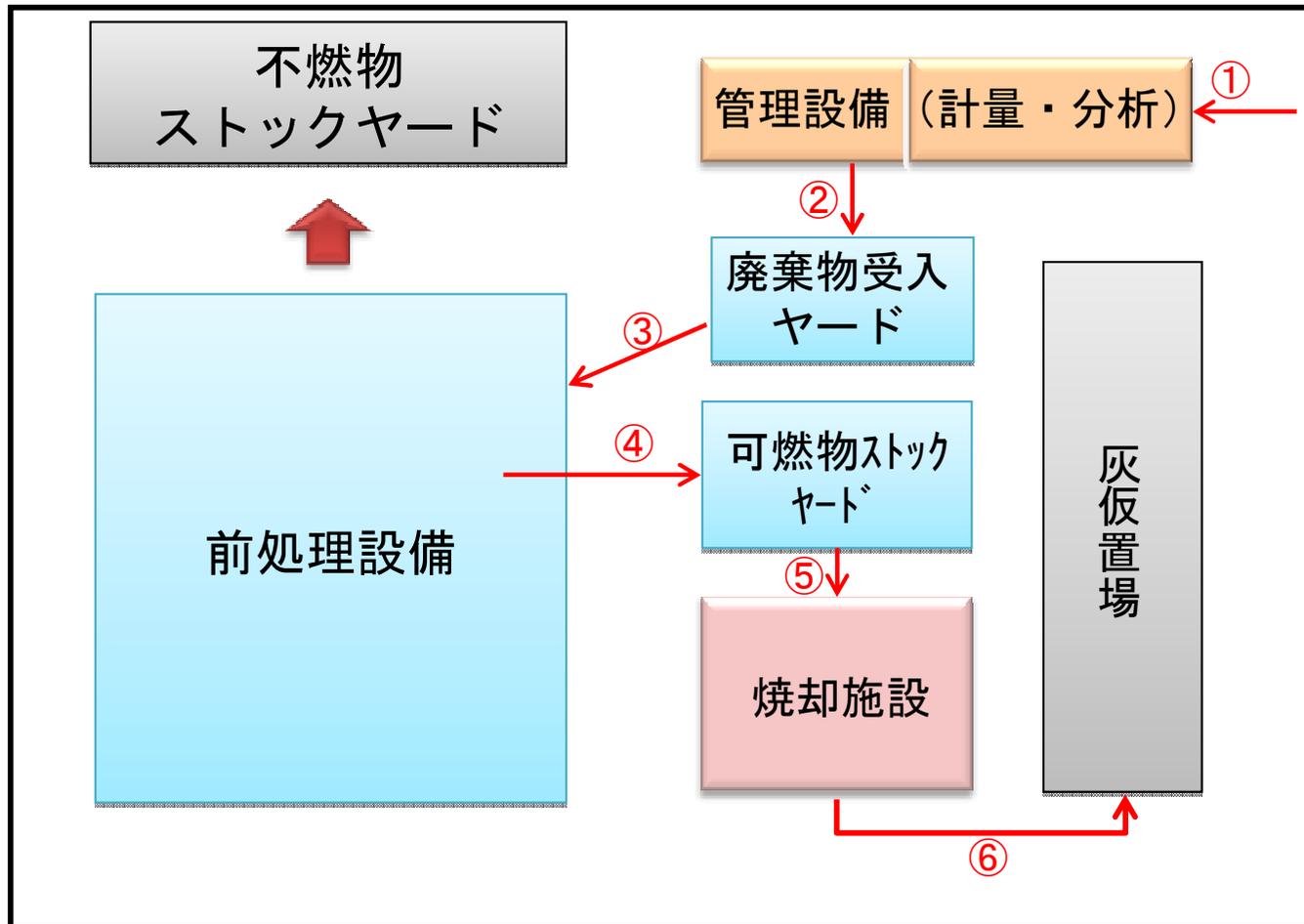


仮設焼却炉の例(相馬市)



仮設処理施設の概要

- 仮設処理施設の主な構成は、以下の通りです。

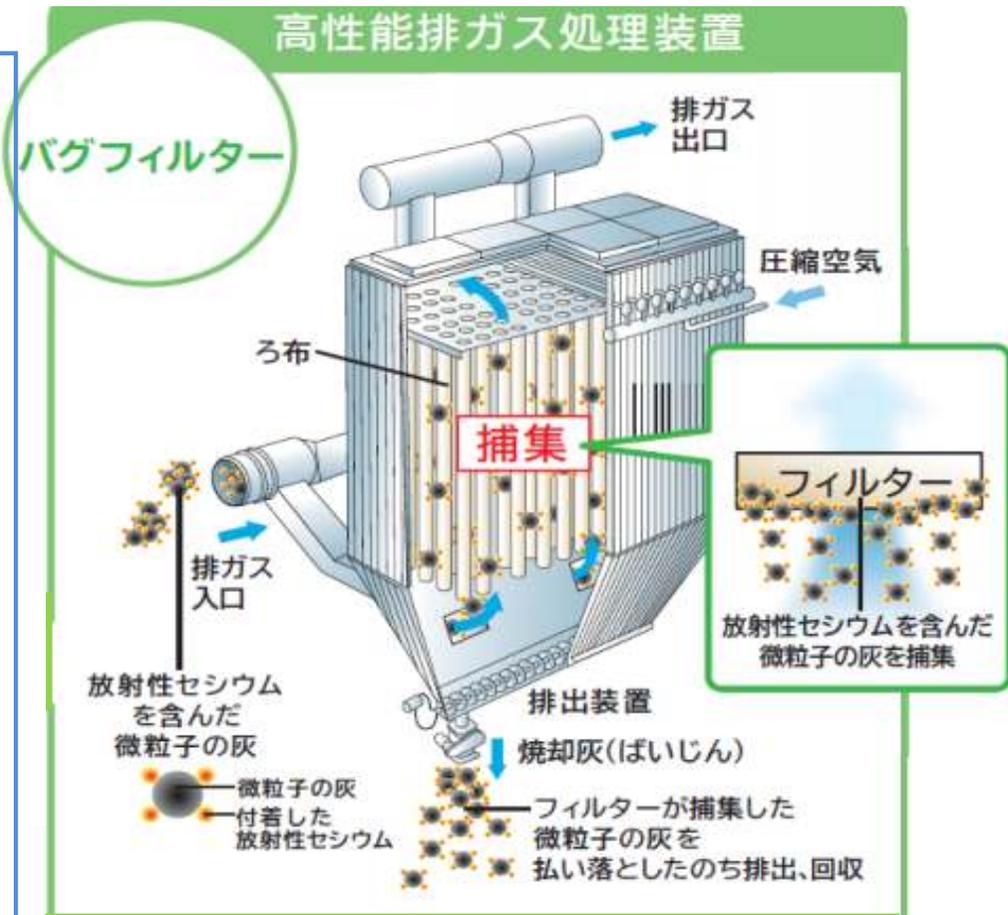


仮設処理施設のイメージ図

仮設処理施設の環境・安全対策

- 仮設処理施設の設置・運営に際しては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境への影響に十分配慮します。
- 以下の項目を基本として措置を講じます。

- ①敷地境界での空間線量率が、廃棄物処理後に**周辺環境と概ね同程度の水準**になるように管理します。
- ②**バグフィルター**を設け、排ガスから**ダイオキシン類・セシウム**を除去します。
- ③焼却灰は、**容器等で遮蔽**し、線量を確認の上、仮置します。
- ④排ガスや排水の**定期モニタリング**を実施します。
- ⑤敷地境界や周辺環境の**空間線量率**等のモニタリングを実施します。
- ⑥処理実績や測定データは**皆様に公開**します。
- ⑦トラブル時には、行政区長・周辺住民の皆様に**速やかに報告**するとともに**運転を休止し、原因を究明**した上で、**再発防止策**を講じます。

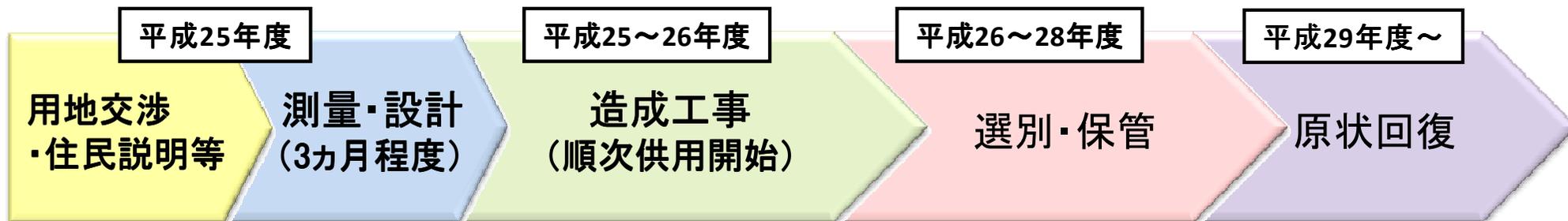


【参考】排ガス中の放射性セシウム・ダイオキシン類除去設備の概要

今後の整備スケジュールについて

- 災害廃棄物仮置場(一時保管場)および仮設処理施設の整備スケジュールは、関係者の皆様のご理解、ご協力を頂きながら以下のとおり進めます。
- 設置期間は、今後協議を重ねていく中で詳細を決定します。

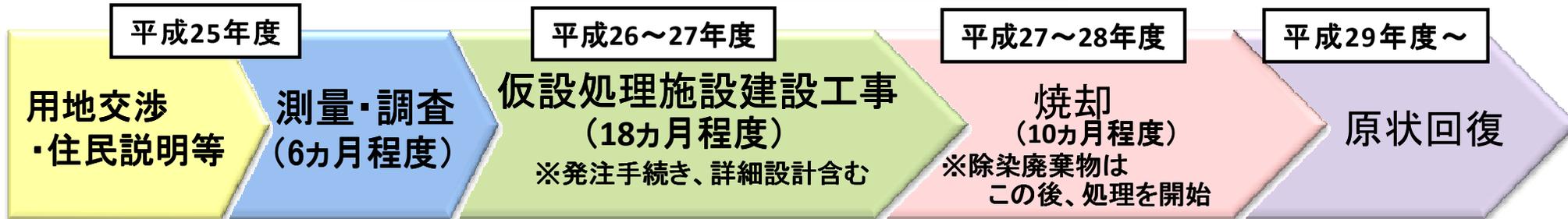
災害廃棄物仮置場(一時保管場)の整備スケジュール



注) 造成工事の期間は、用地の大きさ・形状及び地盤状況により長引くことがあります。

注) 廃棄物の処理状況により、保管の期間は変動します。

仮設処理施設の整備スケジュール



注) 仮設処理施設建設工事の期間は、用地の大きさ・形状、地盤及び現場状況により、長引くことがあります。

注) 除染廃棄物については、災害廃棄物と片付けごみの処理終了後、処理を開始します。